

吹田市保育所等利用調整基準改正案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和6年（2024年）5月1日（水曜日）～
令和6年（2024年）5月31日（金曜日）

2 提出意見数 5件（3通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	可能な限りきょうだいが同時在園できるようなシステムを望みます。	現在の利用調整基準において、利用（申込）施設が吹田市の保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業・事業所内保育事業の場合、兄弟姉妹の利用については、保護者の方の送迎等の負担軽減に配慮し、同一保育所等の利用を円滑にするために当該保育施設等での利用調整において8点の加点を行うこととしています。新基準においてもその点に変更はございません。
2	ひと月あたりの就労時間数に変更されるのは、ひと月を何日として計算するのか分かりにくい。 フルタイムに近い働き方をしている者としては、一週間あたりの方が良い。	平成26年に施行された子ども子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第1項において、教育・保育給付認定に係る支給要件について就労を要件とする場合は、小学校就学前子どもの保護者が「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」と定められています。ただし、同府令の附則において、施行の日から10年を経過するまでは、市町村において定めることができるとされていることから、本市においては、それまでの1週あたりの就労時間を基準とする運用を継続してきました。この度、府令施行の日から10年を経過することから、本市の利用調整基準について改正が必要となったものです。

3	今まで同様1週間当たりの就労時間数を希望。なぜなら1ヶ月単位の計算では勤務しにくい会社がまだまだあるため。	平成26年に施行された子ども子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第1条の5第1項において、教育・保育給付認定に係る支給要件について就労を要件とする場合は、小学校就学前子どもの保護者が「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。」と定められています。ただし、同府令の附則において、施行の日から10年を経過するまでは、市町村において定めることができるとされていることから、本市においては、それまでの1週あたりの就労時間を基準とする運用を継続してきました。この度、府令施行の日から10年を経過することから、本市の利用調整基準について改正が必要となったものです。
4	祖父母が遠方におり援助を得にくい場合の加点もあれば嬉しい。近畿圏でも住むエリアによって遠方で援助受けられないのも考慮してほしい。	近隣に祖父母がいる場合でも、援助を受けられるかどうかは家庭の状況により異なるため、祖父母が遠方にいることを条件として加点をすることは困難と考えます。ただし、同居の65歳未満の祖父母がいる世帯において、保育が必要な理由を証明する書類の提出がない場合は、利用調整指数を減点することとしています。
5	骨子案以外の意見【1件】	意見募集案件の対象外の内容であると判断したため、掲載は省略させていただきます。なお、いただいた御意見については今後の本市保育行政の参考とさせていただきます。